



鳥取県公報

平成13年3月2日(金)
第7260号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する届出事項の変更に対する意見書の提出（経営流通課）..... 1
	技能検定試験の実技試験の手数料の額の一部改正（労働雇用課）..... 2
	種畜証明書の交付（畜産課）..... 2
	木材業者及び製材業者の登録（林務課）..... 3
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）..... 3
	車両制限令による道路の指定（道路課）..... 3
	都市計画の変更予定（2件）（都市計画課）..... 4
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（"）..... 5
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（会計課）..... 5
公 告	平成13年度前期技能検定の実施（労働雇用課）..... 5
	平成13年度随時実施技能検定の実施（"）..... 8

告 示

鳥取県告示第120号

平成12年鳥取県告示第568号（大規模小売店舗に関する変更事項の届出について）により告示されたA・コープトスク吉方店に係る大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村

鳥取市

2 意見の概要

A・コープトスク吉方店の閉店時刻の繰り下げによって、延長時間帯の等価騒音レベルが従前と比較して高くなることが予測されていることから、今後、周辺の住宅地に対する騒音がさらに増加することのないよう、設置者において十分配慮されたい。

3 縦覧に供する期間

平成13年3月2日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経営流通課
鳥取市尚徳町116
鳥取市商工観光部商工課

鳥取県告示第121号

平成12年鳥取県告示第222号（技能検定試験の実技試験の手数料の額について）の一部を次のように改正し、平成13年4月1日から施行する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
2 1級、2級、3級（在校生を除く。）、基礎1級、 基礎2級及び単1等級		2 1級、2級、3級（在校生を除く。）、基礎1級、 基礎2級及び単1等級	
検定職種	金 額	検定職種	金 額
略	略	略	略
自動販売機調整	15,700円	自動販売機調整	15,700円
産業車両整備	15,700円	鉄道車両製造・整備	15,700円
略	略	略	略
冷凍空気調和機器施工	15,700円	冷凍空気調和機器施工	15,700円
染 色	15,700円	機 械 調 整	15,700円
略	略	染 色	15,700円
略	略	略	略

鳥取県告示第122号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書 番 号	名 前	品 種	生 年 月 日	産 地	血 統		級 別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平12 鳥取県臨 第4号	金茂波	黒毛和種	平成11年11月13日	鳥取市	茂 波	かねみ	1級	東伯郡赤碕町大字松谷606 鳥取県畜産試験場
平12 鳥取県臨 第5号	高茂勝	〃	平成12年1月6日	西伯郡 西伯町	平茂勝	ひめざ くら	〃	〃

鳥取県告示第123号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和30年鳥取県条例第34号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成13年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
倉 木 第 3 号	平成12年 10月17日	東伯郡赤碕町大字出上180 - 3	前田広光

2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八 製 第 4 号	平成13年 2月 5日	八頭郡智頭町大字大内246	前橋登志行

鳥取県告示第124号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成13年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字下淵坂下タ949の2、949の3、字向畑ケ962の1、963の2、964の2

（2）保安林として指定された目的

水源のかん養

（3）解除の理由

道路用地とするため

2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字鳥越字小紋谷766の1、766の2、769の1、字広崎960の3、960の5

（2）保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

（3）解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第125号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条の規定により告示する。

平成13年 3月 2日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
一般県道	奥谷正蓮寺線	鳥取市桜谷字田中248 - 1 から同市桜谷字大路前275まで	平成13年4月1日
一般県道	鳥取空港線	鳥取市湖山町西一丁目462から同市湖山町西四丁目243まで	"

鳥取県告示第126号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成13年3月2日から同月16日まで智頭町役場（智頭町大字智頭2072 - 1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成13年3月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

智頭都市計画道路3・5・1号智頭病院線

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

智頭町大字智頭字山崎、字山崎向河原、字大地戸河原ノ二、字大地戸河原ノ一、字天神免ノ一、字大地戸、字段八ナ、字ダソウノ前及び字神代並びに大字坂原字下モ河原及び字吹谷口

追加する部分

智頭町大字智頭字横瀬

鳥取県告示第127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により告示する。

当該都市計画案は、平成13年3月2日から同年3月16日まで米子市役所（米子市加茂町1 - 1）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成13年3月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画道路3・3・9号米子駅陰田線及び3・5・10号目久美町石井線（変更前3・5・10号米子駅石井線）

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

米子市目久美町

追加する部分

米子市弥生町、明治町、末広町、大谷町及び陰田町

削除する部分

米子市明治町、弥生町、末広町及び大谷町

鳥取県告示第128号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画用途地域（米子市）

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第129号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第1項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
倉吉信用金庫松崎支店	名 称	倉吉信用金庫松崎支店	倉吉信用金庫東郷支店	平成13年 2月5日
	売りさばき場所	東伯郡東郷町大字旭57	東伯郡東郷町大字龍島536-3	
倉吉信用金庫鳥取支店	売りさばき場所	鳥取市松並町二丁目364	鳥取市富安一丁目221-1	平成11年 11月4日

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成13年度前期技能検定を次のとおり実施する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する職種及びその等級

(1) 1級及び2級

園芸装飾、金属プレス加工、産業車両整備、防水施工、サッシ施工、塗装、布はく縫製、プラスチック成形、とび、機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、広告美術仕上げ、写真、造園、放電加工、仕上げ、電気

機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁加工、ウェルポイント施工、表装、建築板金及びフラワー装飾

(2) 3級

園芸装飾、和裁、とび、機械加工、めつき、内装仕上げ施工、電子機器組立て、広告美術仕上げ及び造園

(3) 単一等級

産業洗浄、路面標示施工及び塗料調色

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成13年6月12日(火)から同年9月9日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成13年6月5日(火)に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
園芸装飾、金属プレス加工、産業車両整備、防水施工、サッシ施工、塗装、産業洗浄、布はく縫製、プラスチック成形、とび及び和裁	平成13年8月26日(日)
機械加工、鉄工、めつき、建設機械整備、内装仕上げ施工、電子機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作及び広告美術仕上げ	平成13年9月2日(日)
写真	平成13年9月5日(水)
造園、放電加工、仕上げ、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、ウェルポイント施工、表装、建築板金、路面標示施工、塗料調色及びフラワー装飾	平成13年9月9日(日)

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成13年4月2日(月)から同月13日(金)まで(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による場合は、平成13年4月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 受験申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会にて交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受けることができる者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても、受検申請ができる。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

検定職種	手数料
園芸装飾	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
金属プレス加工	15,700円
産業車両整備	15,700円
防水施工	15,700円
サッシ施工	15,700円
塗装	15,700円
布はく縫製	15,700円
プラスチック成形	15,700円
とび	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
機械加工	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
鉄工	15,700円
めつき	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
建設機械整備	15,700円
内装仕上げ施工	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
電子機器組立て	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
婦人子供服製造	13,000円
紳士服製造	15,700円
家具製作	15,700円
建具製作	15,700円
左官	15,700円
畳製作	15,700円
広告美術仕上げ	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
写真	15,700円
造園	1級、2級及び3級（在校生を除く。） 3級（在校生に限る。）
放電加工	15,700円
仕上げ	15,700円
電気機器組立て	15,700円

鉄道車両製造・整備			15,700円
石材施工			15,700円
タイル張り			15,700円
熱絶縁施工			15,700円
ウェルポイント施工			15,700円
表装			15,700円
建築板金			15,700円
フラワー装飾			15,700円
和裁	3	級（在校生を除く。）	11,500円
	3	級（在校生に限る。）	7,700円
産業洗浄			15,700円
路面標示施工			15,700円
塗料調色			15,700円

イ 学科試験

3,100円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成13年10月9日（火）に書面で通知する。

また、技能検定の合格者の氏名は、平成13年10月9日（火）の鳥取県公報で公示する。

(2) 合格証書の交付

技能検定の合格者には、厚生労働大臣名又は鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成13年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成13年3月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 検定を実施する職種及びその等級

(1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコ

ン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

ただし、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級に合格した者に限る。

(2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めつき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

2 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成13年4月1日(日)から平成14年3月31日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成13年4月1日(日)から平成14年3月31日(日)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付ける。ただし、平成13年12月29日(土)から同月31日(月)までの日、平成14年1月3日(木)、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験

検定職種	手数料
さく井	15,700円
鑄造	15,700円
鍛造	15,700円
機械加工	15,700円
金属プレス加工	15,700円
鉄工	15,700円
建築板金	15,700円
工場板金	15,700円
めつき	15,700円
アルミニウム陽極酸化処理	15,700円
仕上げ	15,700円
機械検査	13,000円
ダイカスト	15,700円
機械保全	15,700円
電子機器組立て	15,700円
電気機器組立て	15,700円
冷凍空気調和機器施工	15,700円
染色	15,700円
ニット製品製造	15,700円
婦人子供服製造	13,000円
紳士服製造	15,700円
帆布製品製造	15,700円
布はく縫製	15,700円
家具製作	15,700円
建具製作	15,700円
印刷	15,700円
製本	15,700円
プラスチック成形	15,700円
強化プラスチック成形	15,700円
石材施工	15,700円
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	15,700円
水産練り製品製造	15,700円
建築大工	15,700円
かわらぶき	15,700円
とび	15,700円
左官	15,700円
タイル張り	15,700円
配管	15,700円
型枠施工	15,700円
鉄筋施工	15,700円

コンクリート圧送施工	15,700円
防水施工	15,700円
内装仕上げ施工	15,700円
熱絶縁施工	15,700円
サッシ施工	15,700円
ウェルポイント施工	15,700円
表装	15,700円
塗装	15,700円
工業包装	15,700円

イ 学科試験

3,100円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格証書の交付

技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

この技能検定において不明な点は、鳥取県商工労働部労働雇用課（電話0857 - 26 - 7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857 - 22 - 3494）に問い合わせること。

